

千葉市要保護世帯緊急援護資金貸付金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市において生活保護法第7条に基づき生活保護を申請している要保護世帯であって、緊急のため扶助費が支給されるまでの間、生活費の一部を援助する必要がある世帯に対し、要保護世帯緊急援護資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、これらの世帯の生活の安定を図ることを目的とする。

(貸付の対象世帯)

第2条 貸付の対象世帯は次のとおりとする。

生活保護の申請中の世帯で、保護が適用される見込みのある世帯のうち、生活が著しく困窮しており、扶助費が支給されるまでの間、生活費の一部を援助する必要があると市長が認める世帯とする。

(貸付の額)

第3条 貸付の額は、予算の範囲内において、次の各号に定める範囲内で市長が必要と認める額とする。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 単身の世帯 | 20,000円以内 |
| (2) 2人の世帯 | 40,000円以内 |
| (3) 3人以上の世帯 | 60,000円以内 |

(貸付の利子)

第4条 貸付の利子は、無利子とする。

(貸付の手続)

第5条 資金の貸付を受けようとする世帯（以下「申請世帯」という。）は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、市長に提出しなければならない。

- 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、貸付の要否、貸付額を決定し、貸付の必要が認められるときは、申請世帯に対し貸付承認書を交付し、貸付の必要が認められないときは、申請世帯に対し貸付不承認書を交付する。
- 市長は、前項の規定により貸付を承認した世帯の状況を勘案したうえで、必要に応じて資金を複数回に分割して交付することができるものとする。
- 市長は、第2項の規定により貸付を承認した世帯から、借用書を徴したうえで、速やかに資金を貸し付けるものとし、前項の規定により資金を複数回に分割して交付するときは、その都度貸し付けるものとする。

(償還の手続)

第6条 市長は、前条第2項の規定により貸付を承認した世帯（以下「貸付世帯」という。）に対し、速やかに納入通知書を発行し通知しなければならない。

2 貸付世帯のうち、生活保護の開始が決定された世帯は、最初の扶助費支給のときに、貸付を受けた額を納入通知書により一括償還しなければならない。

3 貸付世帯のうち、生活保護申請の却下が決定された世帯又は生活保護申請を取り下げた世帯は、速やかに貸付を受けた額を納入通知書により一括償還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、貸付の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。